

1 助成対象・助成要件

(1)助成対象

旅行業の登録を受けている旅行事業者等

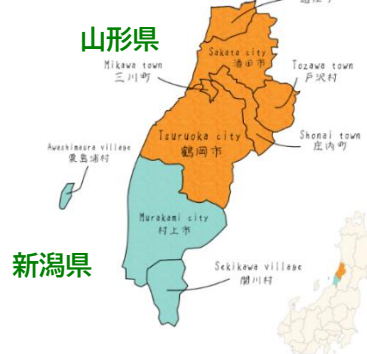
(2)助成要件

次の要件を全て満たすバスを利用した旅行商品を対象

- 令和7年6月1日から令和8年3月31日までに催行
- 右記協議会エリア内の立寄地のうち、日帰り旅行商品の場合は**2か所以上**、宿泊旅行商品の場合は**4か所以上**含んだ募集型企画旅行商品(単なる休憩の立寄地は除く)
- 宿泊旅行商品の場合は、宿泊施設が協議会エリア内に所在
- バス1台あたりの催行人数が**8名以上**

<協議会エリア(2県9市町村)>

(山形県)鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町・戸沢村
(新潟県)村上市・関川村・粟島浦村



2 助成額

バス利用 旅行商品	助成金額 〔1台あたり〕	羽越本線 利用加算 〔1台あたり〕	アドベンチャー トラベル加算 〔1台あたり〕	近隣空港 利用加算 〔1台あたり〕	上限額 〔1事業者あたり〕
日帰り商品	30,000円	+20,000円	+20,000円	+50,000円	500,000円
宿泊商品	50,000円				

※旅程が各加算の対象に該当する場合、上表の金額を加算します。(1商品あたりの**上限額100,000円**)

※アドベンチャートラベル加算は、アクティビティ・自然・文化体験の3要素のうち、2要素以上を含む旅程が対象

※近隣空港加算は、仙台空港、新潟空港、秋田空港、山形空港、庄内空港、の発着便を利用した旅程が対象

※以下の期間ごとに予算上限額を設定し、上限に達した場合は申請受付を終了します。

夏期(6~8月) / 秋期(9~11月) / 冬期(12~3月)

3 助成金交付申請の流れ

「旅行商品造成届」のご提出〔様式第1号〕(旅行会社→協議会)

- 旅行商品の造成が決まりましたら、事前に電話・メールで協議会にご相談ください。
- 造成されましたら**催行日の14日前**までに『旅行商品造成届』を協議会にご提出ください。

「旅行商品造成認定書」のお受け取り (協議会→旅行会社)

旅行商品の販売 (「協賛:日本海羽越広域観光推進協議会」と表示) ~ 旅行商品の催行

「助成金交付申請書」のご提出〔様式第2号〕(旅行会社→協議会)

- 旅行催行後、申請書に催行実績が分かる資料(行程表、バス利用明細書など)を添えて、速やかに協議会にご提出ください。

「助成金」のお受け取り (指定口座への振込:30日以内)

日本海羽越広域観光推進協議会(事務局:庄内観光コンベンション協会)

【お問合せ・ご提出先】 担当/庄内総合支庁観光振興室 五十嵐

住所/〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

TEL/0235-68-2511 FAX/0235-66-4728 E-mail/igarashia@mokkedano.net